

一般社団法人日本脳神経看護学会 利益相反に関する細則

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本脳神経看護学会(以下、「本学会」という。)の「利益相反に関する指針」(以下、「本指針」という。)に基づき、本学会における利益相反(CoI)の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本細則において用いる用語は、本指針に定める定義に従うものとする。

第2章 COI 状態を審査する委員会等

(委員会の設置)

第3条 COI 状態を審査するため、本指針に基づき、本学会に利益相反に関する委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、以下の者をもって構成する。

- 委員長:1名(理事長が任命する)
- 委員:若干名(理事長が任命する)

(委員会の所掌事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

1. COI に関する申告内容の確認
2. COI の有無および程度の判断
3. COI に関する対応策の検討および理事会への答申
4. COI に関する調査の実施
5. その他、COI に関する事項

(委員会の運営)

第6条 委員会の運営に関する事項は、別に定める。

第3章 利益相反の申告

(申告の義務)

第7条 本指針第3条に定める対象者は、以下の区分に応じ、それぞれ定められた様式に従い、「利益相反(COI)に関する申告書」(以下、「申告書」という。)を提出することにより、自らのCOI状態を申告しなければならない。

- 学会誌等への論文公表時(採択時): 様式1
- 学術集会、セミナー等における発表時: 様式2-1 または 様式2-2
- 役員、評議員、委員会委員、学術集會会長等の就任時: 様式3

(申告内容の変更)

第8条 前条の規定により申告書を提出した者は、申告内容に変更が生じた場合、速やかに当該変更を届け出なければならない。

第4章 COI 情報の管理・利用・公開

(COI 情報の管理)

第9条 提出された申告書は、学会事務局において、個人情報に準じて、適切に保管・管理する。

(COI 情報の保管期間)

第10条 COI 情報は、申請年度から5年間保管する。

2. 保管期間を経過したCOI情報は、本会の諸記録から削除する。
3. ただし、削除することが適当でないとして理事会が認めた場合には、削除の対象外とする。
4. また、過去に公表されたことがある場合、指針違反者への措置が実施された場合、および委員会による審査が行われた場合において、当該公表若しくは審査にかかる文書・データ等は廃棄・削除の対象外とする。

(COI 情報の利用)

第11条 COI 情報は、当該個人と本会の活動との間におけるCOIの有無・程度を判断し、本会としてその判断に従った処理を行うために、本会およびCOI状態を審査する委員会等において必要に応じて利用することができるものとする。

2. COI 情報の利用に際しては、利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、上記以外の会員に対して開示し

てはならない。

第5章 利益相反の疑いがある場合の対応

(申告内容の確認)

第12条 委員会は、提出された申告書の内容を確認し、必要があれば、申告者に対して追加説明を求めることができる。

(利益相反の有無・程度の判断)

第13条 委員会は、申告内容および追加説明に基づき、利益相反の有無および程度を判断する。

(対応策の検討)

第14条 委員会は、利益相反があると判断した場合、その程度に応じて、以下のような対応策を検討する。

- 当該会員等に対して、利益相反状態の解消または回避を求める。
- 当該会員等が関係する活動への参加を制限する。
- 当該会員等が関係する活動に関する情報公開を行う。
- その他、委員会が必要と認める対応策

(理事会への答申)

第15条 委員会は、利益相反に関する調査結果および対応策について、理事会に答申する。

(理事会における審議・決定)

第16条 理事会は、委員会の答申に基づき、利益相反に関する対応策について審議し、最終的な対応を決定する。

(対応結果の通知)

第17条 理事会は、決定された対応策について、当該会員等に通知する。

(不服申し立て)

第18条 COI 自己申告に関する虚偽等を指摘された会員等は、理事長に対し不服申し立ての審査請求を行うことができる。

2. 理事長は、不服申し立ての審査請求を受けた場合、速やかに不服申し立て審査委員会を設置して対応を審議する。

(通報者の保護)

第19条 COI 自己申告に関する疑義の通報者については、通報に係る秘密保持を徹底する。

第6章 雑則

(細則の改定)

第20条 本細則の改定は、委員会の議を経て、理事会の承認を得る。

附則

本細則は、令和6年9月22日から施行する。